広報にいつ
発行所　新潟市役所
発行人　新潟市市長　新藤務
電話　大代表(2)2111番
印刷所　坂爪印刷工業
毎月一回発行

人口のうごき
（昭和46年2月1日現在）

人口	57,503
世帯数	13,284

（1月中）

出生	79	死亡	38
婚姻	12	離婚	2
転入	163	転出	153
転居	146	世帯主変更	40

公共施設建設用地

買収予算を議決

一月臨時市議会　四十四年度決算も認定

一月臨時市議会は一月二十六日、会期を一日として開かれ、継続審議中の四十四年度一般会計決算を認定し、また、市民会館土地買い入れなどの諸案三件、陳情請願（蓮は十六億一千百二十五万五百三十三円、差し引き三千六百三円、支出済み額三千三十四万五千六百七十七万百十四円で支出済み額は十六億一千百二十五万五百三十三円、差し引き三千六百三円、支出済み額三千三十四万五千六百七十七万百十四円で、繰越額は、五千七十二万一千七百四十八円で、差し引き六百九十三万八千四百三十七円と黒字、繰越額は、九十八万六千六百円と赤字となりました。

◇決算の認定

昭和四十四年度一般会計決算では、収入が十六億四千百七十九万九千二百七十四円で支出済み額は十六億一千百二十五万五百三十三円、差し引き三千六百三円、支出済み額三千三十四万五千六百七十七万百十四円で、繰越額は、五千七十二万一千七百四十八円で、差し引き六百九十三万八千四百三十七円と黒字、繰越額は、八十五万円のうち支出二億五千七十二万一千七百四十八円で、差し引き六百九十三万八千四百三十七円と黒字、繰越額は、二億五千七百六十六万百八十五万円のうち支出二億五千七百六十六万百八十五万円で、差し引き零円と赤字、繰越額は、九十八万六千六百円と赤字となりました。

なお、決算の認定に当たっては、議会の休会中に各委員会で慎重審議され、本会議で正式に認定されました。

◇土地買い入れについて

市民待望の市民会館建設などの土地買い入れについて次の提案がなされました。

▼買い入れの目的＝公共施設建設用地（市民会館、市役所庁舎、図書館）

▼土地の所在＝新潟市大字福島二反田

▼予定価格＝億七千五百十六万三千円

▼買い入れ年度＝昭和四十五年度

◇昭和四十五年度一般会計補正予算

補正予算二億一千二百八十七万三千円の主なものは、市民会館用地の公有財産購入費で億七千七百五百十六万三千円、埋め立て造成工事で三千四百万円、そのほか民生費で児童委託措置費、保育料単価改定による蒸気分で五保育園への二百四十七万三千円などとなっております。

市議立候補予定者などの説明会

三月十八日公会堂で

市議会議員の選挙などいわゆる統一地方選挙は、本年四月二十七日執行されることになりました。

◎告示日　三月三十日

（立候補受け付けや不在者投票の開始）

◎投票日　四月十一日

県議会議員

◎告示日　三月三十日

（立候補受け付けや不在投票の開始）

◎投票日　四月十一日

市議会議員

◎告示日　四月十五日

◎投票日　四月二十五日

また、この統一地方選挙にさきだち、市議会議員の立候補予定者などの説明会が来る**三月十八日**（木）の午後一時から日生町記念会館で開かれます。立候補を予定されている人、選挙運動の中心になるであろう人などが参集されたいとのことです。

なお、説明会開催通知については、個々にご案内いたしませんからこの公告をもってご承知願います。

指定される用途地域

合理的な街づくり推進で

市街化区域

昨年六月に施行された新しい都市計画法によって市街化区域と市街化調整区域を決め、今後とも市街地と農地が混在しないように、今年度は、公園、下水道などの計画を立て、環境の整備を進めていくことを目的とするための公共投資を重点的に行なうことになります。

それではいったい市街地域が必要なのかといいますと、まちには住宅、商店工場、事務所などが無計画、無秩序に建築されては、風紀、公害の発生などにより大きな社会問題とまでなります。そこで市街地を合理的に利用する意味から各地域に適した地域を定めて建築制限し、住みよいまちづくりをしようというのが用途地域の指定ですこの用途地域の指定については、当市においてすでに四十三年の八月に市街化区域の設定によって、市街地域の指定を受けており、このたびの市街化区域の設定によって、従来用途地域の指定を受けていなかった区域が、市街化区域になったことにより、この区域についてもあらたに用途地域の指定を受けることになります。新たに指定を受ける区域は車場、北上、下興野、山谷、福島、中村、東島、朝日、古津の各大字（一部を含む）です。

用途地域が指定になると用途地域内での建築物や建築（たてつぼ）率などの制限は、住居地域、商業地域、工業地域などの区域ごとに定められます。

◇住居地域＝住宅の生活に必要な店などを建てるときは、用途地域内での建築物を加工したり、陶器したりする工場などは建築できません。

◇商業地域＝商業などの活動に必要な店などを建てるときは、用途地域内での建築物を建築することができます。

◇工業地域＝工業などの活動に必要な建築物を建築することができます。

◇工業専用地域＝工業などの活動に必要な建築物を建築することができます。

◇国や県などの助成する中小企業団地を建設するとき

◇市街化区域以上の開発行為で、市街化区域内で行なうとき、将来計画的に市街地として整備する事業計画所へ届け出てください。

許可を必要としないもの

◇農家住宅を建築する時

◇農業用のために建築するとき

◇学校、社会福祉、医療施設など公共建築物を建てるときなどがあります。

◇市街化調整区域内で行なう開発行為または建築物の建築行為を除いて禁止されたいとしました。一部の建築行為を除いて禁止されたいとしました。昨年六月号広報ですでに知らせましたとおりですが、さらにくわしく説明しますと、市街化するところ、優良な農地を保護育成する区域で市街化調整区域では区域内で行なう開発行為または建築物の建築行為などの制限を加えられます。

この区域には、農業に対する公共投資は積極的に行ないますが、宅地造成などの開発行為は、原則としてお認めしません。

しかし、既得の権利について申請することによりその区域内で許可するものや、周辺の市街化を促進するそれがなく、市街化区域内で行なうこと、市街化区域内で行なうことが困難であると認められるもの（市街化区域内に自己の居住地または業務の用に供する建築物を建築する目的で土地を購入した者の利用に関する所有権以外の権利を有しているかたは五月十五日までに県知事に届出ることが、いちじるしく困難であると認められるもの（市街化区域内で開発を行なうことが許可するものがありますが、この届け出により許可が必要とされて認められるものは、農地転用の許可を受けていないが、建築物を建築していないもの、既存の権利の設定または移転をしていないもの、現に宅地および雑種地、その他の地目であって、それを自己の居住または業務の用に供する建築物を建築する目的で所有している土地あるいは借地権を有しているものなどです。

◇国や県などの助成する中小企業団地を建設するとき

以上今年の五月十五日までに届け出なければ既存の権利として認められないことになります。

◇市街化調整区域内で行なう開発行為または建築物の建築行為を除いて禁止されたいとしました。

◇農家住宅を建築する時

◇農業用のために建築するとき

◇学校、社会福祉、医療施設など公共建築物を建てるときなどがあります。

そこで、これらの対象の建築物などを建築しようとする時、許可を受けるものとして認められるものは、農地転用の許可を受けていないもの、建築物を建築していないもの、既存の権利の設定または移転をしていないもの、現に宅地および雑種地、その他の地目であって、それを自己の居住または業務の用に供する建築物を建築する目的で所有している土地あるいは借地権を有しているものなどです。

◇国や県などの助成する中小企業団地を建設するとき

以上今年の五月十五日までに届け出なければ既存の権利として認められないことになります。

◇市街化調整区域内で行なう開発行為または建築物の建築行為を除いて禁止されたいとしました。

◇農家住宅を建築する時

◇農業用のために建築するとき

◇学校、社会福祉、医療施設など公共建築物を建てるときなどがあります。

そこで、これらの対象の建築物などを建築しようとする時、許可を受けるものとして認められるものは、農地転用の許可を受けていないもの、建築物を建築していないもの、既存の権利の設定または移転をしていないもの、現に宅地および雑種地、その他の地目であって、それを自己の居住または業務の用に供する建築物を建築する目的で所有している土地あるいは借地権を有しているものなどです